

議案第 11 号

沼田市行政財産使用料条例の一部を改正する条例について

沼田市行政財産使用料条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 31 年 2 月 26 日提出

沼田市長 横 山 公 一

沼田市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

沼田市行政財産使用料条例（昭和54年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条中「その使用方法に従って」を削る。

第5条の見出し中「不返還」を「還付」に改め、同条中「返還」を「還付」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

時間区分 施設区分	午前 (午前9時～正午)	午後 (午後1時～午後5時)	夜間 (午後6時～午後9時)
市庁舎防災会議室 401	1,290円	1,720円	1,290円
市庁舎防災会議室 402	1,290円	1,720円	1,290円
市庁舎防災会議室 403	1,290円	1,720円	1,290円
市庁舎防災会議室 404	970円	1,290円	970円
市庁舎防災会議室 405	970円	1,290円	970円
市庁舎防災会議室 406	970円	1,290円	970円
市庁舎議場（第2 委員会室及び第3 委員会室を含む。）	4,860円	6,480円	4,860円
市庁舎防災広場 (コモンテラスを 含む。)	3,240円	4,320円	3,240円

備考 市庁舎防災広場を使用する場合において、使用の許可を受ける者が次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定める使用料の額とする。ただし、当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(1) 専ら営利を目的として使用するとき この表に定める使用料の1.5倍の額

(2) 市民等（市内に在住し、在勤し、又は在学する者並びに市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。）以外の者が使用するとき
この表に定める使用料の2倍の額

(3) 前2号のいずれにも該当するとき この表に定める使用料の3倍の額

附 則

この条例は、平成31年5月7日から施行する。

議案第 12 号

沼田市福祉事務所設置条例等の一部を改正する条例について

沼田市福祉事務所設置条例等の一部を別紙のとおり改正する。

平成 31 年 2 月 26 日提出

沼田市長 横 山 公 一

沼田市福祉事務所設置条例等の一部を改正する条例

(沼田市福祉事務所設置条例の一部改正)

第1条 沼田市福祉事務所設置条例（昭和29年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「沼田市東原新町1801番地40」を「沼田市下之町888番地」に改める。

(沼田市あおぞら作業所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 沼田市あおぞら作業所の設置及び管理に関する条例（平成19年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条中「沼田市東原新町1801番地40」を「沼田市下之町888番地」に改める。

(沼田市市民活動センター設置条例の一部改正)

第3条 沼田市市民活動センター設置条例（平成21年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第3条中「沼田市東原新町1801番地72」を「沼田市下之町888番地」に改める。

(沼田都市計画事業沼田市中心市街地土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第4条 沼田都市計画事業沼田市中心市街地土地区画整理事業施行規程（平成10年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第5条中「沼田市西倉内町780番地」を「沼田市下之町888番地」に改める。

附 則

この条例は、平成31年5月7日から施行する。

議案第 13 号

沼田市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例
について

沼田市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例等の一部を別紙のとおり改正する。

平成 31 年 2 月 26 日提出

沼田市長 横 山 公 一

沼田市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(沼田市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 沼田市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成7年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第5条第25項」を「第5条第27項」に改める。

(沼田市白沢福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 沼田市白沢福祉作業所の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第72号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第5条第25項」を「第5条第27項」に改める。

(沼田市あおぞら作業所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 沼田市あおぞら作業所の設置及び管理に関する条例（平成19年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第5条第25項」を「第5条第27項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 14 号

沼田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

沼田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 31 年 2 月 26 日提出

沼田市長 横 山 公 一

沼田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

沼田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第6条第5項中「次条第2号」を「次条第1項第2号」に改める。

第46条中「第7条第1号」を「第7条第1項第1号」に改める。

附則第4項中「第7条本文」を「第7条第1項本文」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 15 号

沼田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の
一部を改正する条例について

沼田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を別
紙のとおり改正する。

平成 31 年 2 月 26 日提出

沼田市長 横 山 公 一

沼田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の
一部を改正する条例

(沼田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 沼田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第11条第3項第5号中「者」の次に「(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加える。

(沼田市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正)

第2条 沼田市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例(平成24年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「短期大学」の次に「(同法による専門職大学の前期課程を含む。)」を、「卒業した後」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)」を加え、同項第8号中「又は水道環境」を削る。

第4条第1項第2号中「卒業した後」の次に「(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)」を加え、「を卒業した者については4年」を「の卒業生については4年」に、「を卒業した者については6年」を「の卒業生(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了者)については6年」に、「を卒業した者については8年」を「の卒業生については8年」に改め、同項第4号中「卒業した」の次に「(当該学科目を修めて学校教育法による専門職大学の前期課程(以下この号において「専門職大学前期課程」という。)を修了した場合を含む。)」を加え、「については7年」を「(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。)」については7年」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第16号

沼田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

沼田市国民健康保険条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成31年2月26日提出

沼田市長 横 山 公 一

沼田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

沼田市国民健康保険条例（昭和34年条例第6号）の一部を次のように改正する。

目次中「市が行う国民健康保険」を「市が行う国民健康保険の事務」に、「国民健康保険運営協議会」を「沼田市国民健康保険運営協議会」に改める。

「第1章 市が行う国民健康保険」を「第1章 市が行う国民健康保険の事務」に改める。

第1条の見出し中「国民健康保険」の次に「の事務」を加え、同条中「国民健康保険」の次に「の事務」を、「ついては、」の次に「国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）その他の」を加える。

「第2章 国民健康保険運営協議会」を「第2章 沼田市国民健康保険運営協議会」に改める。

第2条の見出しを「（市の国民健康保険事業の運営に関する協議会）」に改め、同条中「国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）」を「協議会」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

法第11条第2項の規定に基づき設置する市の国民健康保険事業の運営に関する協議会は、沼田市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）とする。

第9条中「国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 17 号

沼田市消費生活センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に
ついて

沼田市消費生活センターの設置及び管理に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 31 年 2 月 26 日提出

沼田市長 横 山 公 一

沼田市消費生活センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

沼田市消費生活センターの設置及び管理に関する条例（平成9年条例第21号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

沼田市消費生活センター条例

第1条の見出し中「趣旨」を「設置」に改め、同条中「この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項」を「市民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）」に、「の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものと」を「を設置」に改める。

第2条中の見出し中「設置」を「名称及び位置」に改め、同条中「市民の消費生活の安定及び向上を図るため、次のとおり」を削り、「を設置」を「の名称及び位置は、次のとおりと」に、「沼田市東原新町1801番地40」を「沼田市下之町888番地」に改める。

第5条を第8条とし、第4条の次に次の3条を加える。

（消費生活相談員の配置）

第5条 センターに法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員を置く。

（研修の機会の確保）

第6条 市長は、職員の資質向上のための研修の機会を確保するものとする。

（情報の安全管理）

第7条 市長は、センターの業務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定（「沼田市東原新町1801番地40」を「沼田市下之町888番地」に改める部分に限る。）は、平成31年5月7日から施行する。

議案第18号

沼田市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例について

沼田市青少年問題協議会設置条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成31年2月26日提出

沼田市長 横 山 公 一

沼田市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例

沼田市青少年問題協議会設置条例（昭和36年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第4条第1項中「前条第4項第3号」を「前条第4項第2号」に改める。

第9条中「社会教育課」を「生涯学習課」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（沼田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 沼田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「	1 民生委員推薦会委員長及び同委員 2 青少年問題協議会委員 3 都市計画審議会会長及び同委員	」
---	--	---

を

「	1 民生委員推薦会委員長及び同委員 2 都市計画審議会会長及び同委員	」
---	---	---

に

改める。

議案第 19 号

沼田市勤労青少年ホーム設置及び管理条例を廃止する条例について

沼田市勤労青少年ホーム設置及び管理条例を別紙のとおり廃止する。

平成 31 年 2 月 26 日提出

沼田市長 横 山 公 一

沼田市勤労青少年ホーム設置及び管理条例を廃止する条例

沼田市勤労青少年ホーム設置及び管理条例（昭和５０年条例第１９号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

（議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例の一部改正）

- 2 議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例（昭和３９年条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第２条中第５号を削り、第６号を第５号とし、第７号から第２２号までを１号ずつ繰り上げる。

第３条中第４号を削り、第５号を第４号とし、第６号を第５号とし、第７号を第６号とし、同条第８号中「老人福祉センター」を「ふれあい福祉センター」に改め、同号を同条第７号とし、同条中第９号を第８号とし、第１０号から第２０号までを１号ずつ繰り上げる。